

岩手県告示第 616 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 21 年 7 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮古岩泉線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市田代第 3 地割 13 番 1 地先内	新	m 30.3～21.8	m 16.2
	旧	26.3～20.6	16.2
宮古市田代第 3 地割 15 番 2 地先内	新	81.0～11.3	320.5
	旧	38.1～10.8	320.5
宮古市田代第 3 地割 15 番 2 地先から 15 番 1 地先まで	新	29.2～8.5	109.1
	旧	18.3～8.0	109.1

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 宮古地方振興局土木部
 - (2) 期間 平成 21 年 7 月 21 日から同年 8 月 21 日まで